★平成26年10月改訂版 実務家のための相続税ハンドブック 正誤表

平成27年10月5日

	誤	正	更新日
	■使用貸借による土地の借受けがあった場合 表内…評価欄の上から4段目		
P208	アパートの敷地のみ贈与を受け、以後、使用貸借	アパートの 建物 のみ贈与を受け、以後、使用貸借	10月5日
	としたときは、貸家建付地評価	としたときは、貸家建付地評価	

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内

(http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/)に掲載させて頂きますので、ご了承下さいます様お願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

株式会社コントロール社